

西尾市公共工事の前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する公共工事に係る工事請負業者の調達資金の安定化を図ることにより、公共工事の円滑かつ適正な施工を確保し、合わせて建設業者の健全育成に寄与するため地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び西尾市予算決算会計規則（平成5年西尾市規則第35号）第60条の規定に基づく前金払に関する取扱について定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項で規定する公共工事のうち次に掲げるものとする。

- (1) 契約金額が1件 300万円以上の土木建築に関する工事
- (2) 契約金額が1件 300万円以上の土木建築に関する工事の設計・調査測量業務

(前金払の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条に関わらず前金払をしない。

- (1) 工期が60日未満の工事
- (2) 契約日から40日が経過した工事

2 前項に定める場合のほか、市長が予算執行上やむを得ない理由があると認めるときは前金払をしないことができる。

(前払金の割合)

第4条 第2条第1号の前払金の割合は、契約金額の10分の4以内とする。

2 第2条第2号の前払金の割合は、契約金額の10分の3以内とする。

(中間前金払)

第5条 市は、第2条第1項に掲げる工事で次の各号に掲げる要件すべてに該当するものについては、契約金額の10分の2を超えない範囲内で、既にした前金払に追加して中間前金払ができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払の請求をしていないこと。

(2年度以上にわたる契約)

第6条 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対してする。

2 継続費に係る2年度以上にわたる前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対してする。

3 前2項における各年度の前払金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号においては、当該年度までの出来高予定額の累積額の10分の4から前年度までの前払金の累積額を差引いた額以内とする。

(2) 第2条第2号においては、当該年度までの出来高予定額の累積額の10分の3から前年度までの前払金の累積額を差引いた額以内とする。

4 繰越明許費（事故繰越も含む）に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してする。

5 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めるときは、契約金額の総額の第4条に規定する割合の範囲で初年度に前金払をすることができる。

6 2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行うこととし、必要となる要件は、次の各号すべてに該当する場合とする。

(1) 当該年度の前金払を受けていること。

(2) 当該年度の工期の2分の1を経過していること。

(3) 当該年度の工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 当該年度の既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(5) 当該年度の部分払の請求をしていないこと。

（端数整理）

第7条 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（対象及び割合の明示）

第8条 前金払の対象となる工事及び前金払の割合については、入札条件（見積条件も含む）として、あらかじめ入札参加者に対し、これを明示するものとする。

（前金払の請求）

第9条 前金払を受けようとする者は、前払金請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条第1項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と同法第2条第5項に規定する前払金の保証について保証契約を締結した保証証書（以下「保証証書」という。）を添えて、前払金の支払いを請求することができる。

2 前項の規定による保証証書を提出する場合にあっては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前金払を受けようとする者は、当該保証証書等を提出したものとみなす。

（中間前金払の請求）

第10条 中間前金払の請求は、次の各号に定める手順により行うこととする。

(1) 中間前金払を受けようとする者（以下「中間前金払請求者」という。）は、支払いの請求に先立ち、中間前金払認定申請書兼履行報告書（様式第1号）により、第5条第1項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を請求するものとする。

(2) 市は、前項の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を中間前金払認定通知書（様式第2号）により当該認定を請求した者に通知するものとする。

(3) 中間前金払請求者は、前号の認定を受けた場合、中間前金払請求書（様式第3号）に保証証書を添えて中間前金払の支払いを請求するものとする。

(4) 前項の規定による保証証書等を提出する場合にあっては、前条第2項の規定を準用す

る。

(支払)

第11条 市は、第9条に規定する前金払又は、前条に規定する中間前金払の請求があったときは、その日から14日以内にこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う増減)

第12条 工事内容の変更、その他の理由により契約金額を著しく増額した場合は、増額後の契約金額の第4条に規定する割合に相当する額（中間前金払を行っているときは、増額後の契約金額の第4条第1項で規定する額及び増額後の契約金額に対する中間前払金額の合計額）から支出済みの前払金の額を差し引いた後の額以内の額を前払金として支払うことができる。

2 工事内容の変更、その他の理由により契約金額を著しく減額した場合は、支出済みの前払金の額が次の各号に掲げる割合を超えるときは市長の指定する日までに返還させなければならない。

(1) 第2条第1号に規定する場合は減額後の契約金額の10分の5（中間前金払を行っているときは10分の6）

(2) 第2条第2号に規定する場合は減額後の契約金額の10分の4

3 前2項において契約残工期が30日未満のときは、前払金の増額又は減額を行わないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず市長が必要と認めたときは、前払金の増額又は減額を行わないものとする。

(部分払をする場合の清算)

第13条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来形割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

(返還)

第14条 第12条第2項の規定のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。

(2) 請負者がその契約義務を履行しないとき。

(3) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。

(4) 当該工事の契約を請負者の責に帰すべき理由により解除したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の場合において、前払金を受けた日から返還の日までの日数に応じて、当該前払金に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した利息を付すことができる。

(その他)

第15条 前金払の割合、その他前金払に必要な事項は契約の都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成21年4月1日以降に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日以降に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年8月1日から施行する。

2 平成29年8月1日以降に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

[様式第1号](#)

[様式第2号](#)

[様式第3号](#)